

## 様式1

## 事業報告書

(自 令和4年8月1日 至 令和5年7月31日)

## 1 医療法人の概要

(1) 名称 医療法人健歯会ないとう歯科医院

- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)  
 ② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人  
その他  
 ③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後)

(2) 事務所の所在地 〒 758-0074 山口県萩市大字平安古町212番地2

(3) 設立認可年月日 平成 4年3月24日

(4) 設立登記年月日 平成 4年4月10日

(5) 役員

	氏名	備考
理事長	内藤 隆明	
理事	内藤 宏子	
理事	内藤 克昭	
理事	内藤 伸昭	
理事	内藤 圭昭	
監事	田原 一男	

## 2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する診療所の業務)

種類	施設の名称	施設の医療機関コード	開設場所	許可病床数
診療所	医療法人健歯会 ないとう歯科医院	0430473	山口県萩市大字平安古町 212番地2	無床

(2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和4年9月23日 令和3年度決算の決定

令和4年9月29日 医療法人役員変更届

様式 2

法人名 医療法人健歯会ないう歯科医院 ✓

\*医療法人整理番号

所在地 山口県萩市大字平安古町 2 1 2 番地 2

## 財 産 目 録 ✓

(令和 5 年 7 月 3 1 日現在) ✓

1. 資 産 額	200,688千円	✓
2. 負 債 額	7,736千円	✓
3. 純 資 産 額	192,952千円	✓

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額	
A 流動資産	162,558	✓
B 固定資産	38,129	✓
C 資産合計 (A+B)	200,688	✓
D 負債合計	7,736	✓
E 純資産 (C-D)	192,952	✓

(注) 財産目録の価格は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土地 (□法人所有 □賃借 ■部分的に法人所有 (部分的に賃借) )

建物 (□法人所有 □賃借 ■部分的に法人所有 (部分的に賃借) )

法人名 医療法人健齒会 ないとう歯科医院 ✓

※医療法人整理番号

所在地 萩市大字平安古町2 1 2番地の2

貸借対照表 ✓

(令和5年7月31日現在) ✓

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	✓ 162,558	I 流 動 負 債	✓ 7,736
II 固 定 資 産	✓ 38,129	負 債 合 計	✓ 7,736
1 有 形 固 定 資 産	- 34,426	純 資 産 の 部	
2 無 形 固 定 資 産	- 575	科 目	金 額
3 そ の 他 の 資 産	✓ 3,127	I 出 資 金	✓ 10,000
		II 積 立 金	✓ 182,952
		純 資 産 合 計	✓ 192,952
資 産 合 計	✓ 200,688	負 債 ・ 純 資 産 合 計	✓ 200,688

様式4-2

法人名 医療法人健歯会 ないとう歯科医院

※医療法人整理番号

所在地 萩市大字平安古町2 1 2番地の2

損 益 計 算 書  
(自 令和 4 年 8 月 1 日 至 令和 5 年 7 月 31 日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
1 事業収益	99,541 ✓
2 事業費用	93,640 ✓
事業利益	5,900 ✓
II 事業外収益	4,048 ✓
経常利益	9,949 ✓
税引前当期利益	9,949 ✓
法人税等	2,044 ✓
当期利益	7,904 ✓

## 監 事 監 査 報 告 書

医療法人健歯会 ないとう歯科医院

理事長 内藤 隆昭 殿

私は、医療法人健歯会ないとう歯科の令和4年会計年度（令和4年8月1日から令和5年7月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

### 監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

### 記

### 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄付行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和5年9月30日

医療法人健歯会 ないとう歯科医院

監事 田原 一男

